

本

令和 4 年度 第 1 回・学校運営協議会 (資料)

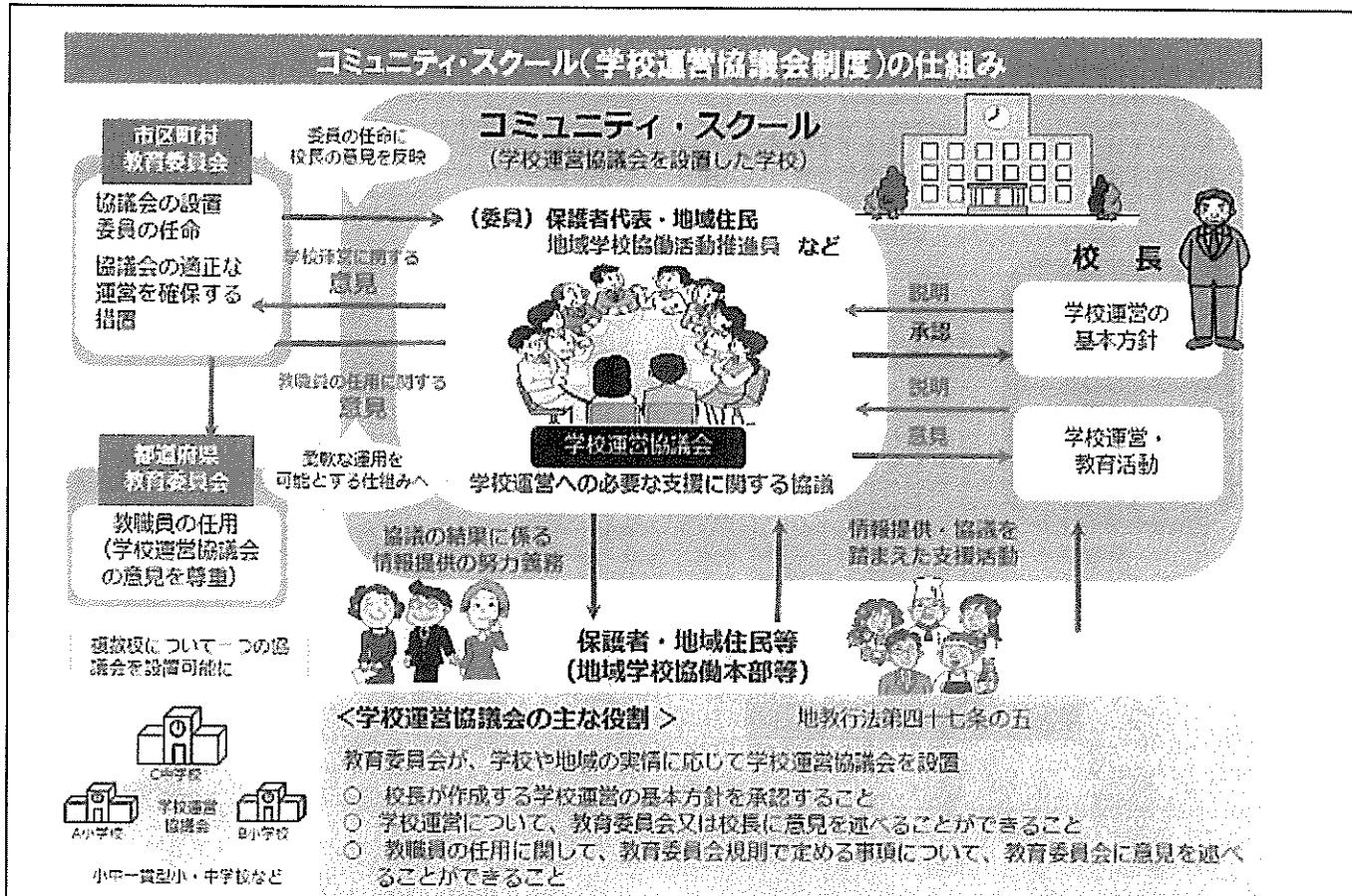


令和 4 年 5 月 20 日 (金)

鈴鹿市立大木中学校

学校運営協議会の役割等について

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。



(イメージ図：文部科学省ホームページより)

1 学校運営協議会の2つ役割

- (1) 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。
- (2) 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。

2 学校運営協議会委員

- (1) 学校運営協議会制度は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく制度です。学校運営協議会委員は「(非常勤)特別職の地方公務員」として一定の権限を有し、学校と「対等な立場」で協議を行うことができます。また、合議体として公式に学校や教育委員会に意見を述べることができます。(守秘義務等も課せられています。)

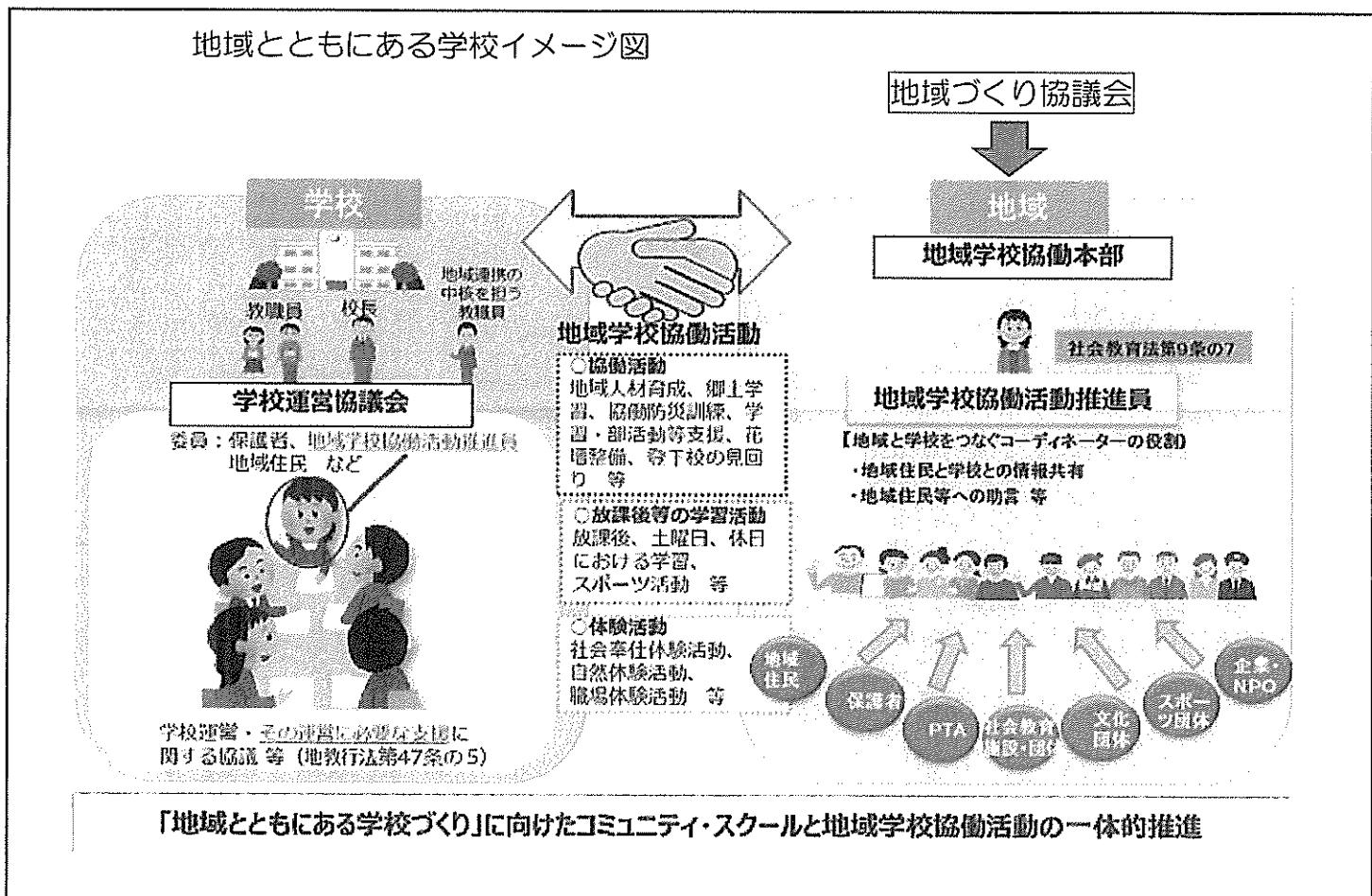
(2) 鈴鹿市では、年6回程度学校運営協議会の開催を基本とし、各委員には出席1回に対し1,000円の報酬となっています。

※ 配偶者控除等に影響する場合は、報酬なしとしてもできます。

3 委員長及び副委員長の任期

委員長及び副委員長の任期は、規則第5条第1項の規定にかかわらず、校長の推薦がある場合は、原則、再任回数2回、3年となっています。

地域とともにある学校イメージ図



令和4年度 学校経営改革方針（案）

学校教育目標：「生きる力」を身につけ、未来を切り拓く生徒の育成

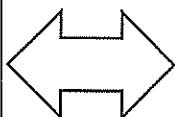
めざす学校像

生徒と教職員の笑顔が通う学校

～すべての生徒が安心して学べる学校～

めざす生徒像

- ・自ら学び、仲間と高めあう生徒
- ・笑顔でありさつをする生徒
- ・つながりを大切にする生徒
- ・命を大切にする生徒
- ・地域を愛する生徒



めざす教職員像

- ・授業改善と指導力向上に努める教職員
- ・「想い」を聴ける教職員
- ・つながりを大切にする教職員
- ・共に学び続ける教職員

学校経営方針の実現に向けた具体的な方策

1 確かな学力の育成

- ◆主体的、対話的で深い学びの実現（学び合いによる協働的な授業の創造）
- ◆基礎学力の定着（家庭学習・学習支援・読書活動の充実・端末持ち帰り）
- ◆I C Tを活用した授業改善（一人一台端末の有効活用）

2 豊かな心の育成

- ◆人権教育の推進
- ◆考え、議論する道徳の創造

3 健康な身体と体力の育成

- ◆保健・健康教育の推進
- ◆食育の充実

4 自律し未来を切り拓く力の育成

- ◆基本的生活習慣の確立
- ◆特別支援教育の充実
- ◆長期欠席生徒の未然防止と自立支援の充実
- ◆キャリア教育の推進
- ◆部活動の充実
- ◆生徒会活動の充実

5 安全で安心な学校づくり

- ◆いじめを許さない学校づくり
- ◆交通安全教育の推進
- ◆防災教育の推進
- ◆施設・設備点検の徹底

6 開かれた学校づくり

- ◆コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の推進
- ◆地域づくり協議会との連携推進
- ◆校区小学校との協働（学力、ICT、長期欠席、地域連携）

7 働きやすい環境づくり

- ◆総勤務時間の縮減（定時退校日、留守番電話等）
- ◆ワークライフバランスの啓発
- ◆個別面談を通じた働き方支援
- ◆効率的な職場環境の整備… I C Tの活用等

令和4年度 大木中学校・学校経営改革方針（案）

【学校教育目標】

【めざす学校像】

【めざす生徒像】

【めざす教職員像】

「生きる力」を身につけ、未来を切り拓く生徒の育成

生徒と教職員の笑顔が通う学校 ～すべての生徒が安心して学べる学校～

○ 自ら学び、仲間と高めあう生徒 ○ 笑顔であいさつする生徒 ○ つながりを大切にする生徒

○ 命を大切にする生徒 ○ 地域を愛する生徒

○ 授業改善と指導力向上に努める教職員 ○ 「想い」を聴ける教職員

○ つながりを大切にする教職員 ○ 共に学ぶ教職員

R4年度 達成方策		R4年度の活動と目標・指標
1	基礎学力の定着 ・家庭学習の充実 ・学習支援の充実 ・読書活動の充実	<p>①指導主事や外部講師を招聘しての公開研究授業を各学期1回実施する。 ②「言語活動の向上」をテーマに授業公開週間設定し、すべての教員が公開授業を行い、授業力を向上させる。 ③市内外の授業研究会に積極的に参加(1回以上)し、よりよい指導方法を学ぶ。 ④「授業力UP5!」の基づく授業改善を図る。 ⑤全国学力・学習状況調査及びみえスタディチェックの全職員での実施や自校採点からの課題から授業改善を図る。</p>
2	考え方、議論する道徳の創造 ・人権教育の推進	<p>ICTを活用した授業改善(一人一台パソコンの有効活用)</p> <p>①ICT活用指導力の向上(ICT研修3回以上)に取り組み、授業での有効活用を図る。 ※授業の中で、生徒が端末を使つた学習を1日1回以上行う。</p> <p>②道徳の公開授業研究会の実施。</p> <p>③指導計画の作成と見直し及び取組の進捗状況の確認(月1回以上)。 ※学校アンケート「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、仲間と議論したりする活動に取り組んだ」肯定的な回答92%以上(昨年度90.3%)</p>
1	豊かな心の育成	<p>①校区内の小中の連携を密にした人権教育を推進する。(校区人権部会年間5回)。 ②小グループを活用したソーシャルスキルトレーニングやグループエンカウンターによる人間関係作りを行う。(月1回) ③SLJシンドスケールに基づいた生徒への指導や合理的配慮に取り組む。 ※学校アンケート「いじめや差別等の人権問題に真剣に取り組んでいる」「非常にそう思う」「そう思う」と回答の生徒70%以上(昨年度65.8%) 保護者30%以上(昨年度18.3%)</p>

3 と体力康 成身体	食育の充実 保健・健康教育の推進	<p>①学校栄養教諭との連携したり、昼の放送の活用したりして食への関心を広げる。</p> <p>②長期休業中に泊弁当の日を設定する。</p> <p>①ほけんだよりを発行する。(月1回) ②アレルギーや事例研修を実施する。(必要に応じて随時実施)</p>
4 と体力康 成身体	基本的な生活習慣の確立 特別支援教育の推進	<p>①毎週月曜日、教職員による挨拶運動を行う。 ②学校・学年通信、ホームページなどで、子どもたちの様子を積極的に保護者に伝える。(HPの更新週3回以上) ③組織的に生徒指導を実施し、家庭や地域、関係機関との連携を図り、生徒支援の充実に努める。 ※学校アンケート「非常にそう思う」と回答 生徒70%以上(昨年度43.8%) 保護者50%以上(昨年度21.8%) ※学校アンケート「あなたの周囲の仲間は、ルール(規則)を守っている」で“非常にそう思う”と回答 生徒70%以上(昨年度36.9%)</p> <p>①研修部会や生徒指導部会と連携し、特別支援教育の共通理解を図る。 ②特別支援学級児童生徒の校区連携を図る。(年間6回以上) ③関係専門機関との連携を推進する。 ※必要な生徒に対する個別の支援計画・個別の指導計画の作成及び見直し100% ※学校アンケート「一人ひとりのことを見直す」に“非常にそう思う”と回答 生徒70% (昨年度54.5%)</p>
4 と体力康 成身体	長期欠席生徒の未然防止と 自立支援の充実 キャリア教育の推進	<p>①積極的な家庭訪問による信頼関係づくりや生活習慣改善への働きかけを行う。 ②保護者の連携を密にし、外部機関との連携やSC・SSWの活用を図る。 ③魅力ある授業づくりとともに、個に応じた具体的な支援方法(Sクラス、TT、取り出し等)や合理的な配慮を推進する。 ④毎日の生活ノートでつながりや学年ごとに教育相談を実施する。 ※学校アンケート「先生は何でも聞く相談にのってくれる」に“非常にそう思う”と回答 生徒65% (昨年度55.2%) ※学校アンケート「学校は、子どもたちの相談に親身に応じている」に“非常にそう思う”と回答 保護者30%以上 (昨年度10.8%) ※長期欠席(30日以上欠席)生徒前年度比—25%以下 (昨年度長期欠席29人)</p> <p>①「職業調べ」(1年生)「社会人から学ぶ」(2年生)「高校授業体験講座」(3年生)の取組の充実を図る。 ②キャリアパスポートを活用し、自分の生き方にについて見つめることで系統だったキャリア教育を行ふ。 ③進路通信、進路説明会、保護者会を通じて様々な情報発信や相談会を行ふ。 ※学校アンケート「進路や職業について大切な情報提供や指導を行っている」に“非常にそう思う”と回答 生徒70%以上(昨年度55.2%)</p>
4 と体力康 成身体	部活動の充実 生徒会活動の充実	<p>①部活動運営方針に沿った運営を行う。(計画表の配布、活動内容の改善、週2日以上の休日など) ②すべての部活動で保護者会を実施し、メール配信も積極的に利用する。 ③外部指導員(学校支援ボランティア)を活かした部活動を図る。 ※学校アンケート「部活動に積極的に参加している」に“非常にそう思う”と回答 生徒 70%以上(昨年度59.3%) 保護者 70%以上(昨年度39.9%) ※大木中学校部活動運営方針に基づいた休養日の遵守(100%)</p> <p>①生徒会通信の発行(月1回)や生徒会集会を行うことにより、生徒会活動と学級との連携を図る。 ②生徒会を中心とした校則の見直しや学校行事の充実を図る。 ※学校アンケート「生徒会の委員会活動や学校行事に積極的に取り組んでいる」に“非常にそう思う”と回答 生徒70%以上(昨年度55%)</p>

5 安全で安心な学校づくり いじめを許さない学校づくり	交通安全教育の推進 防災教育の推進	<p>①地域・PTAと連携した交通安全指導を実施する。(年間9回、交通委員会は毎週)</p> <p>②交通安全教室の実施や全校集会での啓発を行う。 ※学校アンケート「交通ルールやマナーを守っている」に“非常にそう思う”と回答した生徒95%以上(昨年度95.9%)</p> <p>①避難訓練を毎学期(年4回)実施する。</p> <p>②防災カーチェ等の作成、年間計画や避難行動等のマニュアルの見直しを行う。</p> <p>③震災を教訓にした防災教育を行う。</p> <p>④校区小学校と連携した津波避難訓練(1年生)を実施する。 ※学校アンケート「災害危機管理について、保護者・地域との連携を図っている」に“非常にそう思う”と回答の保護者35%以上(昨年度7.4%)</p>
6 開かれた学校づくり 地域づくり協議会との連携強化	施設・設備点検の徹底 コミュニティースクールの推進	<p>①施設・設備の安全点検を、毎学期実施する。(年3回)</p> <p>①全教職員の参加(9月)、校区合同学校運営協議会の開催(11月)する。</p> <p>②家庭学習について協議し、学校、家庭、地域が連携して家庭学習充実に向けた取組を実施する。</p> <p>③地域人材による支援など、校区の地域づくり協議会との連携を図る。</p> <p>④学校支援ボランティアの志願者登録人数30名以上(昨年度28名) ※学校支援ボランティアの志願者登録人数30名以上(昨年度28名) ※コミュニティ・スクール推進アンケート「協働型」との回答50%</p> <p>①授業参観や学校行事等を積極的に公開し、保護者・地域の方が参加しやすい状況をつくる。</p> <p>②ホームページを活かして学校や生徒の様子を発信する。 ※学校アンケート「保護者・地域との連携を積極的に図っている」に“非常にそう思う”と回答 保護者40%以上(昨年度11.6%) ※学校アンケート「地域行事やボランティア活動に参加した」に肯定的な回答 生徒50%以上(昨年度39.7%) ※学校アンケート「通信やプリントを保護者にきちんと渡している」に“非常にそう思う”と回答 生徒50%以上(昨年度41.0%)</p>
	校区小学校との協働	<p>①校区校長会(年6回)を開催し、小中の連携強化を図る。</p> <p>②中学校英語教員が小学校の外國語授業に参加する。</p> <p>③校区の公開授業、校区交流会への参加(1人1回以上)</p> <p>④校区合同メディアコントロール週間の実施(年2回以上)</p>

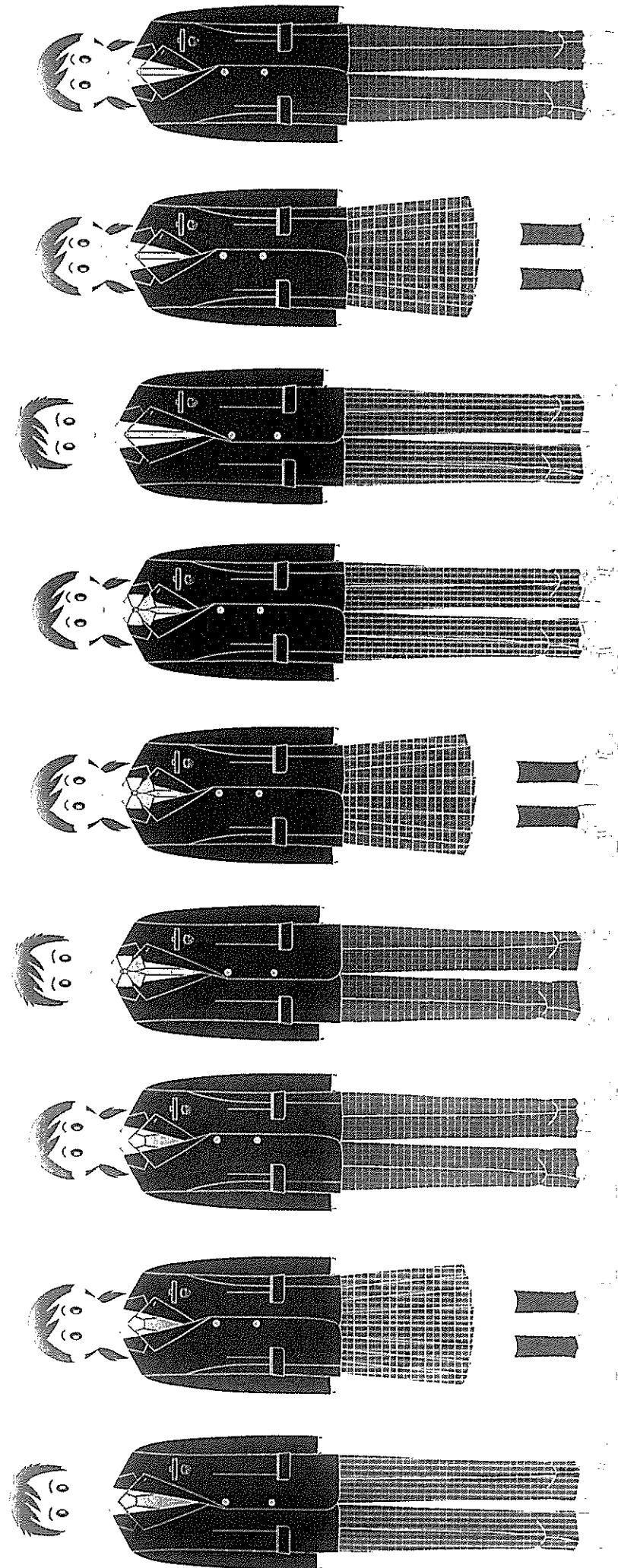
7 働きやすい環境づくり	<p>総勤務時間の縮減 ワークライフバランスの啓発</p> <p>①45時間以上の過重労働者0名(昨年度のべ81名) 年間過重労働時間360時間以上0名(月平均30時間以下 昨年度10／29名) ②定時退校日の設定 月2日以上で80%以上上の退校する。(昨年度45.5%) ③放課後に開催して60分以内に終了した会議の割合 60%以上(昨年度26.3%) ④留守番電話の実施</p> <p>個別面談を通じた 働き方支援</p> <p>①休暇の取得促進 特休及び年休の合計取得 20日以上 (昨年度10.6日) ②夏季休暇の完全取得(4.3日/5日 86%)</p> <p>①中間面談の完全実施 (昨年度100%), 開かれた校長室の推進 ②働き方改革についての研修の実施</p> <p>効率的な職場環境の整備</p> <p>①校務用ICT機器の有効利用, 教材の共有化の推進 ②職員室内の整理整頓 (年3回)</p>
-----------------	--

令和5年度より、大木中学校では制服が新たにブレザースタイルに変わります。

ブレザーになつたことでさまざまな着こなしおリエーションが楽しめます。

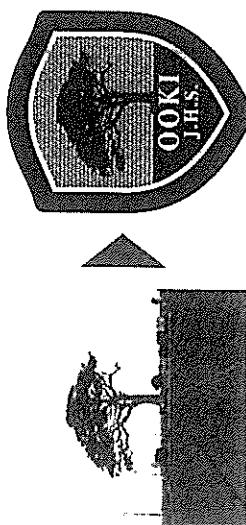


ブレザースタイル



<デザインポイント>

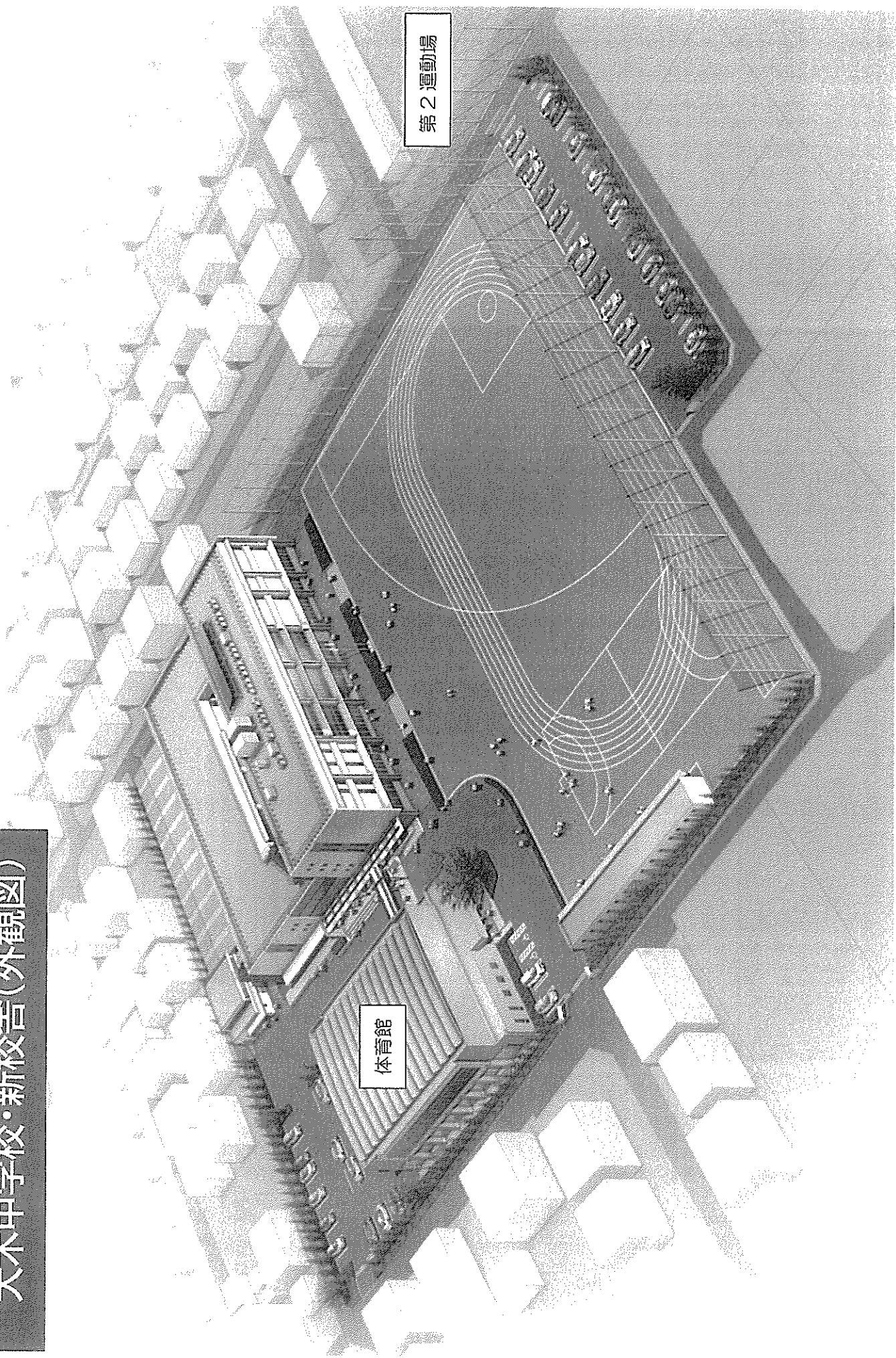
近隣校と一眼で見分けられる、大柄を連想させるグリーンジャケット。スラックス・スカートには、汚れの気にならない濃グレーの英國伝統柄、グレンチェックを合わせました。アクセントにグリーンを配色した、王道の普遍的なブレザースタイルです。



大木地区の代名詞とも言える大木。高密度織エンブレムで忠実に再現しました。全国どこにもない大木エンブレムです。

様々な折り柄で構成された上品なボクタイ。グリーンのトーンにこだわった、生徒様のお顔を引き立てるやかに彩る色相です。

大木中学校・新校舎(外観図)



鈴鹿市立学校に設置する学校運営協議会の組織及び運営に関する規則（平成26年4月28日教委規則第9号）

最終改正：令和2年3月19日教委規則第5号

改正内容：令和2年3月19日教委規則第5号 [令和2年4月1日]

○鈴鹿市立学校に設置する学校運営協議会の組織及び運営に関する規則

平成26年4月28日教委規則第9号

改正

平成27年6月22日教委規則第18号

平成28年3月22日教委規則第12号

平成29年4月25日教委規則第6号

令和2年3月19日教委規則第5号

鈴鹿市立学校に設置する学校運営協議会の組織及び運営に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第10項及び鈴鹿市立学校の管理に関する規則（平成14年鈴鹿市教育委員会規則第4号）第19条の2第2項の規定に基づき、鈴鹿市立学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（協議会運営の理念）

第2条 協議会は、学校運営に関して鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限及び責任のもと、保護者、地域の住民等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画の促進、学校及び地域住民等の連携の強化を図ることにより、相互の信頼関係を基本として、その教育力を高め合うとともに、地域住民等の意向を学校運営に反映できる地域に開かれた学校づくりの実現を目指すものとする。
（所掌事項等）

第3条 校長は、学校の運営に関する基本方針について、協議会の承認を得るものとする。

2 協議会は、学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。
（委員の任命等）

第4条 校長は、当該学校の協議会の委員とする。

2 校長以外の協議会の委員は10人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、校長の推薦により教育委員会が任命する。

（1）自治会等の地域の代表者

（2）PTA代表者

（3）学識経験者等で校長が必要だと認める者

3 委員の辞職等により欠員が生じたときは、教育委員会は、校長の推薦により新たな委員を任命することができる。
（任期等）

第5条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員の服務原則）

第6条 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員の身分を有する。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 前項に規定するもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1）協議会又は学校の運営に著しい支障を來す言動を行うこと。

（2）営利行為、政治活動、宗教活動等に委員としての地位を不當に利用すること。

（3）委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となる非行を行うこと。

（協議会の組織）

第7条 協議会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、校長が指名し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、協議会を招集し、議事をつかさどる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

第8条 協議会の事務局を、学校に置く。

2 事務局の事務は、教頭その他の職員が行う。

3 前項に規定するほか、事務局に地域コーディネーター（学校及び地域住民等の間の連絡調整を行う者をいう。）を置き、事務局の事務を補佐する。

（議事）

第9条 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があるときは、学校の職員から報告及び説明を求めることができる。
- 4 委員長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第10条 協議会の会議は、公開する。ただし、特別の事情により校長が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ委員長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(会議の報告)

第11条 校長は、毎回の会議終了後、速やかに教育委員会に会議の内容を報告しなければならない。

(委員の解任)

第12条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を解任することができる。

- (1) 第6条第2項及び第3項の服務原則に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行ができないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任するときは、その理由を示さなければならない。

(指導及び助言)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努めるものとする。

(是正の指示)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校に対して当該状況の是正を指示することができる。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められるとき。
- (2) 協議会としての意思形成が行えないと認められるとき。
- (3) 学校の運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるとき。

(評価及び情報提供)

第15条 協議会は、毎年度、学校の運営状況等について評価を行わなければならない。

2 校長は、地域住民等に対して積極的に協議会の活動状況を公開する等、情報提供に努めるものとする。
(運営等)

第16条 協議会は、関係法令及び教育委員会規則に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。
(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年6月22日教委規則第18号)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日教委規則第12号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月25日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日教委規則第5号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。